

令和 8 年度第 1 2 回（令和 8 年 9 月 3 0 日）庁議提案

□審議 ☒報告 □その他

担当部・課：保健福祉部障害福祉課〔内線 2 4 7 5〕

**1 件名**

石巻市重度心身障害者等医療費助成事業における所得制限限度額の引き上げについて

**2 施策等を必要とする背景及び目的（理由）****【背景】**

本市では、宮城県障害者医療費助成事業補助金を活用し、重度心身障害者及び中度心身障害者に対して医療費を助成しているが、助成を受けようとする障害者本人（20 歳以上）等の所得が所得制限限度額を超える場合は、助成の対象外としている。

令和 8 年 7 月、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の所得制限限度額が改正されたことに伴い、その基準を準用している宮城県障害者医療費助成事業補助金交付要綱が改正された。

**【目的】**

県要綱改正に合わせ、本市においても重度心身障害者等医療費助成事業における所得制限限度額の引き上げを行ったもの。

**3 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性****【根拠法令： ☒有 □無】**

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和 5 0 年政令第 2 0 7 号）

宮城県障害者医療費助成事業補助金交付要綱

石巻市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例（平成 1 7 年石巻市条例第 1 4 3 号）

石巻市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例施行規則（平成 1 7 石巻市年規則第 9 0 号）

**【総合計画の位置付け： □有 ☒無】****【個別計画の位置付け： □有 ☒無】****4 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）**

令和 8 年 7 月 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正

（施行年月日：令和 8 年 8 月 1 日）

宮城県障害者医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正

（施行年月日：令和 8 年 1 0 月 1 日）

令和 8 年 8 月 石巻市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正

（施行年月日：令和 8 年 1 0 月 1 日）

**5 主な内容**

令和 8 年 1 0 月 1 日付で障害者本人（20 歳以上）の所得制限限度額の引き上げを行うもの。

**【所得制限限度額】**

| 扶養親族等の数 | 改正後                      | 現 行                      |
|---------|--------------------------|--------------------------|
| 0 人     | <u>3, 7 5 8, 0 0 0 円</u> | <u>3, 6 6 1, 0 0 0 円</u> |
| 1 人     | <u>4, 1 3 8, 0 0 0 円</u> | <u>4, 0 4 1, 0 0 0 円</u> |
| 2 人     | <u>4, 5 1 8, 0 0 0 円</u> | <u>4, 4 2 1, 0 0 0 円</u> |
| 3 人     | <u>4, 8 9 8, 0 0 0 円</u> | <u>4, 8 0 1, 0 0 0 円</u> |
| 4 人     | <u>5, 2 7 8, 0 0 0 円</u> | <u>5, 1 8 1, 0 0 0 円</u> |
| 5 人     | <u>5, 6 5 8, 0 0 0 円</u> | <u>5, 5 6 1, 0 0 0 円</u> |

## 6 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

### 【影響・効果】

重度心身障害者に対する医療費助成について、適切な支給が図られる。

### 【市財政への負担】

所得制限限度額引き上げに伴う助成見込件数及び助成見込額

助成見込件数 0 件

助成見込額 0 円

※参考：令和8年度当初予算

助成見込延件数 81,600 件

助成見込額 300,000,000 円

（財源）県 1/2（宮城県障害者医療費助成事業補助金）、一般財源 1/2

## 7 他の自治体の政策との比較検討

県内全市町においても同様に改正予定

## 8 今後の予定及び施行予定年月日

## 9 その他